

・流山市子育て応援マンションの要件（要領第2条） 通常認定 評価書

- (1) マンション開発に合わせて、第3条に規定する子育て支援施設が設置されていること。

現場確認済み。キッズルームを設置している。また、当該集合住宅の建設に伴い、隣接地認可保育園を整備中である。

- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が60㎡以上であり、かつ全住戸のうち10分の9以上の住戸において、住戸専用面積が70㎡以上であること。

全住戸が60㎡以上の専有面積を確保している。また、総住戸352戸のうち、70㎡以上の住戸は333戸である。(94.6%)

- (3) 建築基準法の第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

10階建て鉄筋コンクリート造であるため、耐火建築物である。

- (4) 階数が2以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置している。

窓付きエレベーターを現場で確認済み。

- (5) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を防止するフェンス等を設置していること。

現場確認済み。電気室やポンプ室は建屋内に設置されているほか、侵入防止のフェンスが設けられている。

- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。

現場確認済み。オートロック機能のある共有玄関を設置済み。

- (7) 子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置されている1基以上のエレベーターは、乗車用ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね1mの高さに設置していること。

現場確認済み。エレベーターのかご内の操作盤は、床面から約110cmの高さにある。

- (8) マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm以上確保されていること。

現地確認済み。廊下等の通路の幅については、少なくとも1,200mm以上確保されている。

- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。

現場確認済み。ベビーカー等が収納できるスペースが玄関内に確保されている。

- (10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差がないこと。またスロープ等を設置していること。

現場確認済み。各住戸から敷地外への動線、および駐車場側から各住戸までの動線については、スロープ等の設置により段差は解消されている。